

生活保護法における 介護扶助の実施について

川崎市役所健康福祉局生活保護・自立支援室

1. 被保護者における介護扶助実施について

【生活保護受給者と介護保険の関係】

< 65歳以上の被保護者>

⇒介護保険の第1号被保険者として、利用者負担分（1割）が介護扶助として給付されます。

< 40歳以上65歳未満の医療保険加入者>

⇒特定16疾病により介護が必要と認定された場合、介護保険の第2号被保険者として、利用者負担分（1割）が介護扶助として給付されます。

< 40歳以上65歳未満の医療保険未加入者>

⇒介護保険の被保険者にはなれませんが、特定16疾病により介護が必要と認定された場合、生活保護より介護に要した費用の全額（10割）が給付されます。

※原則として本人負担分は介護扶助の対象ですが、本人支払が発生する場合があります（介護券に記載された額をご確認ください）。

【介護保険給付と介護扶助の適用】

	介護保険サービスの区分支給限度基準額	
	保険給付 (9割)	利用者負担 (1割)
被保護者でない 介護保険被保険者	介護保険給付	自己負担
被保護者の 介護保険被保険者 (第1号・第2号)	介護保険給付	介護 扶助 (1割)
生保10割者	介護扶助 (10割) ※サービス計画作成等のケアマネジメント費用を含む	自己負担

※別途利用者負担分...特別なサービスの利用料やデイサービスの食事代、おやつ代など

* 太枠で囲まれた部分が生活保護から介護扶助として国保連を通じて給付されます。

2. 福祉事務所における 介護扶助の決定について

●介護扶助の実施にあたり、特に次の3点にご注意ください。

- 1.被保護者が新たにサービスを利用する際は、事前に福祉事務所への申請が必要です。
- 2.「サービス利用票及び別表」は、介護券の発行に必要な書類ですので、毎月福祉事務所に提出をお願いします。
- 3.介護保険の支給限度額を超えるサービスや対象外のサービスについては、介護扶助による給付は認められません。

例：任意サービス等

※詳細は、各事業所を担当する福祉事務所へご確認ください

3. 介護券について

- 被保護者については、介護券が発行されます。

原則として、介護券に基づき請求を行ってください。

なお被保護者であっても、自己負担が生じる場合があります。自己負担額については、介護券の「本人支払額」の欄を確認の上確認し、介護報酬請求の際には「公費分本人負担」の欄にその金額を記入の上、国保連に請求してください。

(左下が月1回21日頃送付する集合券、右下が個別・随時に発行する単独券)

[illegible][illegible]

介護扶助の請求、支払いには 「介護券」が必要です

- ・介護扶助の「（予防）訪問看護」、「（予防）居宅療養管理指導」について

⇒サービスの請求を行うためには、指定医療機関としての届出に加え、
指定介護機関としての届出が必要です。

指定介護機関としての指定を受けた上で、原則として毎月福祉事務所から介護券の発券を受け、内容を確認の上で請求を行ってください。

「（予防）居宅療養管理指導」に関する注意点

- ・本サービスはケアプランに位置付けられないため、福祉事務所ではケアマネジャーから提出を受けた「サービス利用票及び別表」により利用サービスを確認して介護扶助の決定し、介護券を発券しています。

請求漏れ防止のため、「（予防）居宅療養管理指導」サービスを請求する際は「サービス利用票及び別表」へ記載をお願いします。

4. 生活保護法における指定介護機関の指定等

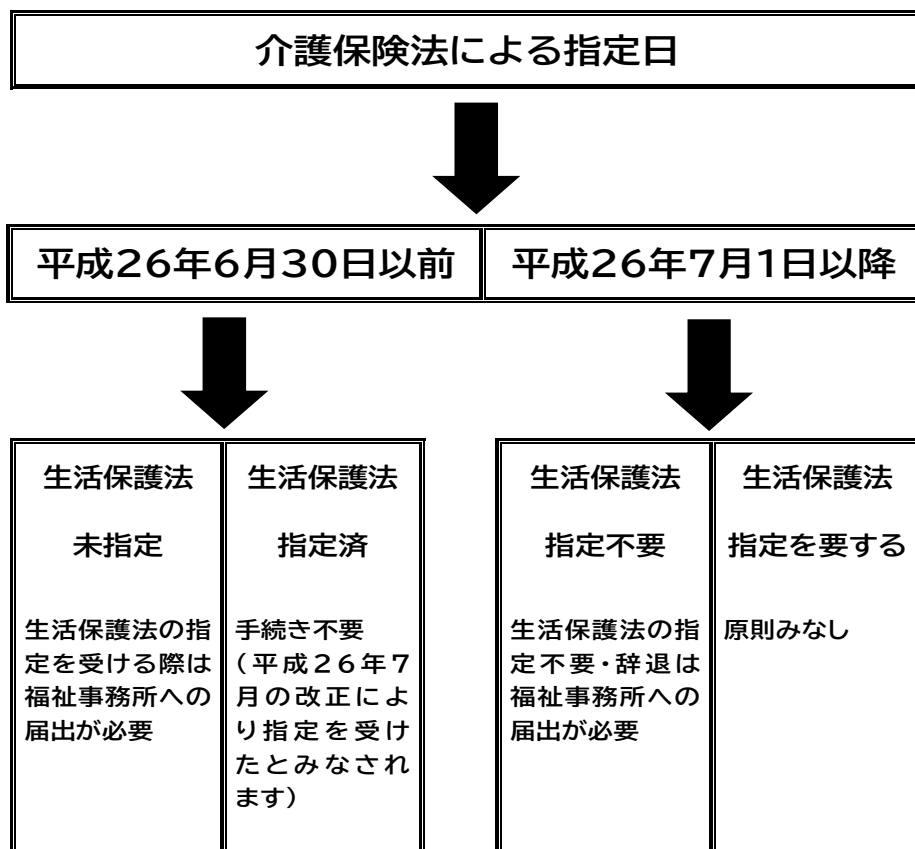
生活保護法による介護扶助のための介護サービスを担当する機関を「指定介護機関」といい、介護扶助は、生活保護法の指定を受けた介護機関に委託して行うものとされています。

令和8年4月1日施行で生活保護法が改正

- ① 原則みなし指定
- ② 辞退可能
- ③ 取消等は介護保険法に連動

※詳細な運用については各自治体の取扱いによります

【指定申請・変更等フローチャート】



※申請書等は、川崎市のホームページからダウンロードもしくは電子申請することができます。

指定申請について

申請が必要となる主なケース（例）

- ①これから（介護保険法の）指定申請予定で、生活保護法の指定のみ指定不要の場合
- ②既に（介護と生活保護いずれも）指定済みで、生活保護法による指定のみ辞退の場合
- ③平成26年7月1日より前から生活保護指定なく（介護保険法指定あり）、初めて生活保護指定を受ける場合のみ、福祉事務所への届出が必要

生保10割者の介護給付費の 取り下げについて

介護保険の被保険者でない40歳以上65歳未満の要保護者（生保10割者）の介護給付費の取り下げを行う場合は「介護給付費取下依頼書【生保10割者用】」を記入の上、福祉事務所へ提出してください。

お問い合わせ先

【関係機関一覧】

	担当部署名	公費負担者番号	所在地	電話番号
福祉事務所 (指定申請書等各種届出の提出先)	川崎福祉事務所※ (医療・介護扶助担当)	12141313	〒210-8570 川崎区東田町 8	TEL:044-201-3225(6F) TEL:044-201-3362(4F) FAX:044-201-3292(6F) FAX:044-201-3380(4F)
	幸福社事務所 (医療・介護扶助担当)	12141347	〒212-8570 幸区戸手本町 1-11-1	TEL:044-556-6723 FAX:044-555-3191
	中原福祉事務所 (医療・介護扶助担当)	12141354	〒211-8570 中原区小杉町 3-245	TEL:044-744-3298 FAX:044-744-3343
	高津福祉事務所 (医療・介護扶助担当)	12141362	〒213-8570 高津区下作延 2-8-1	TEL:044-861-3297 FAX:044-861-3238
	宮前福祉事務所 (医療・介護扶助担当)	12141388	〒216-8570 宮前区宮前平 2-20-5	TEL:044-856-3167 FAX:044-856-3171
	多摩福祉事務所 (医療・介護扶助担当)	12141370	〒214-8570 多摩区登戸 1775-1	TEL:044-935-3259 FAX:044-935-3395
	麻生福祉事務所 (医療・介護扶助担当)	12141396	〒215-8570 麻生区万福寺 1-5-1	TEL:044-965-5233 FAX:044-965-5205
	川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室 医療・介護指導担当		〒210-8577 川崎区宮本町 1	TEL:044-200-2645

各種手続きについて

- 各申請書については福祉事務所で受け取ることができるほか、川崎市のホームページからダウンロードできます。また、概要等について「指定介護機関のしおり」をご参照ください。

⇒ 川崎市ホームページにて「指定介護機関」で検索してください

- オンライン手続きわさき（電子申請）にて、オンラインによる申請手続きが可能です。

⇒ 川崎市ホームページにて「オンライン手続きわさき」で検索してください

※最新の情報はホームページをご確認ください

本日のポイント①

- 介護扶助の請求は、介護券に基づいて行うことが原則です
- サービス利用にあたっては、事前に福祉事務所への申請が必要です
- ケアプラン外サービスは、記載漏れのないよう情報共有をお願いします

本日のポイント②

令和8年4月以降の主な改正点

- 原則みなし指定
→介護保険指定事業所は自動的に生保指定
- 介護保険法と連動
→取消・効力停止などが共通化
- 辞退制度あり

※詳細は各自治体の取扱いをご確認ください

ご清聴
ありがとうございました



終

